

都市計画法第34条第7号 許可基準

本号に規定する「市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設(以下「既存工場」という。)における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要なもの」とは、申請の内容が次の1項又は2項に該当し、かつ3項に該当するものとする。

1 既存工場の事業と関連を有する事業者が建築する場合で次の各号に該当するもの。

- (1) 申請地の規模及び位置は、事業活動の効率化を図るうえで適切なものであること。
- (2) 既存工場に対して、自己の生産物の5割以上を原料若しくは部品として納入し、又は依存する事業場であること。
- (3) 作業工程の効率化、輸送の効率化、公害防除又は環境整備等の質的改善が図られるものであること。

2 既存工場と同一事業者が建築する場合で次の各号に該当するもの。

- (1) 申請地は、既存工場敷地の隣接地又は近接地(1km以内)であること。
- (2) 申請地の規模は、既存工場敷地面積の規模以下、かつ、1ha未満とすること。
- (3) 生産量の拡大等が図られるものであること。
- (4) 次のいずれかに該当するものは、既存工場としては取り扱わない。
 - イ 本項の許可により建築したもの
 - ロ 都市計画法第34条第10号の許可により建築したもの
 - ハ 都市計画法第34条第12号の許可により建築したもの
- 二 本許可基準施行後に開発審査会基準第6号の許可により建築したもの

3 既存工場は、一宮市内の市街化調整区域において適法に立地し、かつ現に適法に使用されているものに限る。

附 則

この基準は、2026年1月1日から施行する。